

南鍛冶屋町自治会会則

制定 昭和30年1月1日

改定 昭和63年3月1日

改定 平成22年4月26日

南鍛冶屋町自治会会則

制定 昭和30年1月1日
改正 昭和63年3月1日
改正 平成22年4月26日

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は南鍛冶屋町自治会と称する。事務所を会長宅に置く。

(区域)

第2条 本会の区域は、名古屋市中区栄三丁目5番1号、6番1号と20号、15番4号から8号、15番13号と20号、16番1号、30番8号、29番1号と12号と16号、31番全部、32番6号から15号、32番20号から26号、大須四丁目1番20号と21号、1番28号から30号までの区域とする。
(旧南鍛冶屋町一丁目から四丁目までの全部と五丁目の一部の区域)

(会員)

第3条 本会の会員は、第2条に定める区域内の居住者及び事業を営む者をもって組織する。この会の会員区分は細則で定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、区域居住者及び事業者の相互の親睦と健全で豊かな住みよい町づくりを図り、目的を同じくする他団体との連絡ならびに協力を目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 区域居住者及び事業者の相互連絡・親睦を図るための事業
 2. 交通安全及び防犯に関する事業
 3. 街路灯や道路等共同施設の維持管理のため「南鍛冶屋町振興会」の設置
 4. 防火・防災に関する事業
 5. 保健衛生に関する事業
 6. 緑化推進・リサイクル・資源回収に関する事業
 7. 地域内の敬老会、婦人会、子供会等の団体活動の育成及び援助に関する事業
 8. 区役所その他官公所との連絡及び協力に関する事
 9. その他、本会の目的を達するのに必要な事業
 10. これらの事業を行うため委員会を設置する事ができる。
- 又、会の委員は会長が選任委託できる。

第3章 組と組長

(組と組長)

第6条 本会の円滑な運営のため、本会の区域を複数の地区に区分し、それぞれを組とし、組の代表者として組長を置く。

組長は、組内の諸事(会費の徴収や文書配布等)に当たる。又、組を代表し、本会の運営に関する事項を審議するため、会議には理事として出席する。

第4章 役員

(役員の種類)

第7条 本会に、次の役員を置く。

1. 会長 1人
2. 副会長 1～2人
3. 理事 10～15人 (組長・特別会員・会長推薦者)

4. 会計 1人
5. 監査 2人

(役員を選任)

- 第8条
1. 会長及び副会長は、総会において選任する。
 2. 理事は、第6条の組長と特別会員と会長推薦者を充てる。
 3. 会計及び監査は、組長会で推薦された候補者の中から選出する。
 4. 会計は、外部に委託選任出来るものとする。

(役員職務)

- 第9条
1. 会長は、すべての会議の議長となり、会務を総括し、本会を代表する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 3. 理事は、理事会を構成し、本会の事業の企画立案その他会の運営に関することを審議決定する。
 4. 会計は、本会の経理を担当する。
 5. 監査は、本会の経理を監査する。

(役員任期)

- 第10条
1. 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 2. 欠員の補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 相談役及び顧問

(相談役及び顧問)

第11条 本会に相談役及び顧問を置くことができる。相談役・顧問は理事会の同意を経て会長が委嘱する。

相談役・顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 嘱託事務職

(嘱託事務職)

第12条 本会は事務の迅速かつ正確を期すため、嘱託事務職をおくことができ、会長が選任し、手当は別途定める。

嘱託事務職の職務は、主に会計の管理事務、及び回覧・配布物の処理業務、その他自治会活動に伴う業務補佐とする。

第7章 総会

(総会の構成及び審議事項)

第13条 総会は、役員総会とし役員をもって構成し、次の事項を審議決定する。

1. 事業報告、決算報告、事業計画及び予算案に関すること。
2. 前年度会計監査報告
3. 役員を選任に関すること。
4. 会則の変更に関すること。
5. その他会務運営上必要な事項。

(総会の開催)

第14条

1. 総会は、毎年度決算終了後2箇月以内に開催する。
2. 会長は、必要があるとき、総会を臨時に開催することができる。

(総会の議決)

第15条 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8章 理事会及び組長会

(理事会及び組長会)

第16条 理事会及び組長会は、本会の運営上必要があるとき、会長が随時招集する。

第9章 会計

(経費)

第17条 本会の運営に要する経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第18条 会員は、会費を納入することとし、金額は、細則にて別途定める。

(会計年度)

第19条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 附則

(細則の制定)

第20条 本会則施行のため必要な細則は、理事会の議決を経て会長が定める。

(会則の改廃)

第21条 この会則は、理事会の同意を経て、総会の議決により改廃することができる。

附 則

この会則は、平成22年 4月26日から施行する。

南鍛冶屋町自治会細則

制定 昭和63年4月15日

改正 平成22年4月26日

(会員の区分)

第1条

- ①一般会員 (この細則第3条に基づく自治会会費を負担する会員)
- ②特別会員 (振興会会費負担事業者)
- ③賛助会員 (会費500円未満の居住者)

(入会・退会等)

第2条 1 本会に入会又は退会しようとするものは、会長に届け出るものとする

2 次の各号のいずれかに該当する会員は、退会したものとみなす。

(1)区域に住所を有しなくなった会員

(2)会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じない会員

会費を滞納している会員については、それが完納されるまで会員としての権利の行使を停止することとする。

3 前項の(1)の場合においても、賛助会員となることは妨げない。

(会費)

第3条 自治会費は、月額下記の通りとする。

居住者(自家) 500円以上

居住者(集合住宅) 300円以上

居住事業者(個人・法人) 1,000円以上

非居住事業者(個人) 1,000円以上

大型ビル事業者(法人) 3.3㎡当たり 20円以上

建物の延べ床面積から業態により使用面積を算出し、3.3㎡当たりの月額を乗ずる。

特別会員の会費は、1社につき月額30,000円とする。

会費は、1年分前納することができる。尚、納入された会費は、原則として払い戻しはしないものとする。

会員に特別な事情がある場合は、役員会の議決により会費を減免することができる。

(特別用務の旅費、交通費、日当)

第4条 本会の特別用務に従事したものには、旅費・交通費の実費と日当を支給する。

(嘱託事務職の手当)

第5条 嘱託事務職 年額 50,000円

(表彰・慶弔・災害)

第6条 1. 弔慰金

(イ) 一般会員 香典10,000円、

(ロ) 大型ビル(テナント)代表者

(連絡のあった場合) 香典10,000円

(ハ) 役員本人とそのご家族 香典10,000円、生花 1対
淋見舞10,000円

2. 火災見舞金 一戸 10,000円

3. 敬老祝い金 70歳以上 3,000円

85歳以上 5,000円

4. 記念品代 一般表彰 1人 10,000円程度

功勞表彰 1人 20,000円程度(6年以上在職)